

# 戸田市立芦原小学校

## いじめ防止基本方針



令和5年 4月

戸田市立芦原小学校

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめの早期発見への取組	4
第3 いじめの早期解決への取組	5
第4 いじめ解消の定義	7
第5 いじめ問題にむけての対応フロー図 (いじめ対応マニュアル)	8
第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」 の対応について	10
第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策	12

# はじめに

## 戸田市立芦原小学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」との基本認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

### 戸田市立芦原小学校いじめ問題等対策委員会（生徒指導委員会を兼ねる）

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任  
養護教諭・各学年主任・さわやか相談員・SC・SSW・学校運営協議会長  
PTA会長・臨床心理士（教育心理専門員）・該当学年等、必要に応じて召集する。

この委員会は毎月開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が臨時的に招集することができる。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

# 第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援し、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに尽力する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、PTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

## (1) 考え、議論する道徳教育の実践

道徳の授業を充実させ、他者の気持ちに共感する態度や、規範意識に則った行動をとる道徳的実践力を養う。

- ① 副読本やニュース、図書資料、身近な事例などから、児童に必要な題材を選定し、児童に自らの問題と捉えさせる。
- ② 自分の意見をもつとともに、友達の意見を聴いて考え、深め合う場面を設定する。

## (2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせるこの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感得させる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
  - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
  - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
  - ・問題解決的な学習を通して、多様な考え方を尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
  - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
  - ・適切な評価を通じ、達成感や充実感を味わわせ、学習意欲を持続・向上を図る。

## (3) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようになる。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。
- ⑥いじめの背景をなりうるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

#### (4) 家庭・地域・その他関係機関との連携

いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、一体となっていじめの未然防止のための取組を推進するための普及啓発を行う。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壤づくりを行う。また、日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保証）

◎自己有用感の高揚

## 第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめはどの学校、どの子供にも起きているという基本認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、運営委員会・生徒指導委員会・教育相談委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

### (1) 運営委員会（校長・教頭・主幹教諭・学年主任・事務主任）

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送られているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

### (2) 生徒指導委員会（生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの疑いがある、いじめの初期であると思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

### (3) 教育相談委員会（教育相談主任・学年教育相談担当）

教育相談委員会では、教職員間の情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。年に2回の「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努めるとともに、児童との面談を行う。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。その際に、スクールカウンセラーとの連携を三津にする。

### (4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのためには、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上・授業改善に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

## ※早期発見の基本

- ①児童や環境のささいな変化に気付く。
- ②気付いた情報は生徒指導記録用紙に5 W 1 H を確實に記録し、速やかに生徒指導主任へ提出する。
- ③生徒指導主任は、状況を確認し管理職へ報告して指示を仰ぐとともに、学年と連携して初期対応に当たる。

### 第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。発生しているいじめをもれなく認知し、その解決に取り組むために、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することを、肯定的に捉える。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

#### (1) 加害児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について実態を十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては専門機関や警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤全教職員、保護者、関係機関等の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥道徳教育や学級活動等、教育活動全体を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

#### (2) 被害児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えは一切もたずに、共感的に接する。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに、日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

### (3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくとも、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。

②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気付かせる。

### (4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。

### (5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体に作り、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。

②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。

③善惡の判断を正しく行い、自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

⑤日頃から道徳教育の充実を図る。

⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

## 第4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

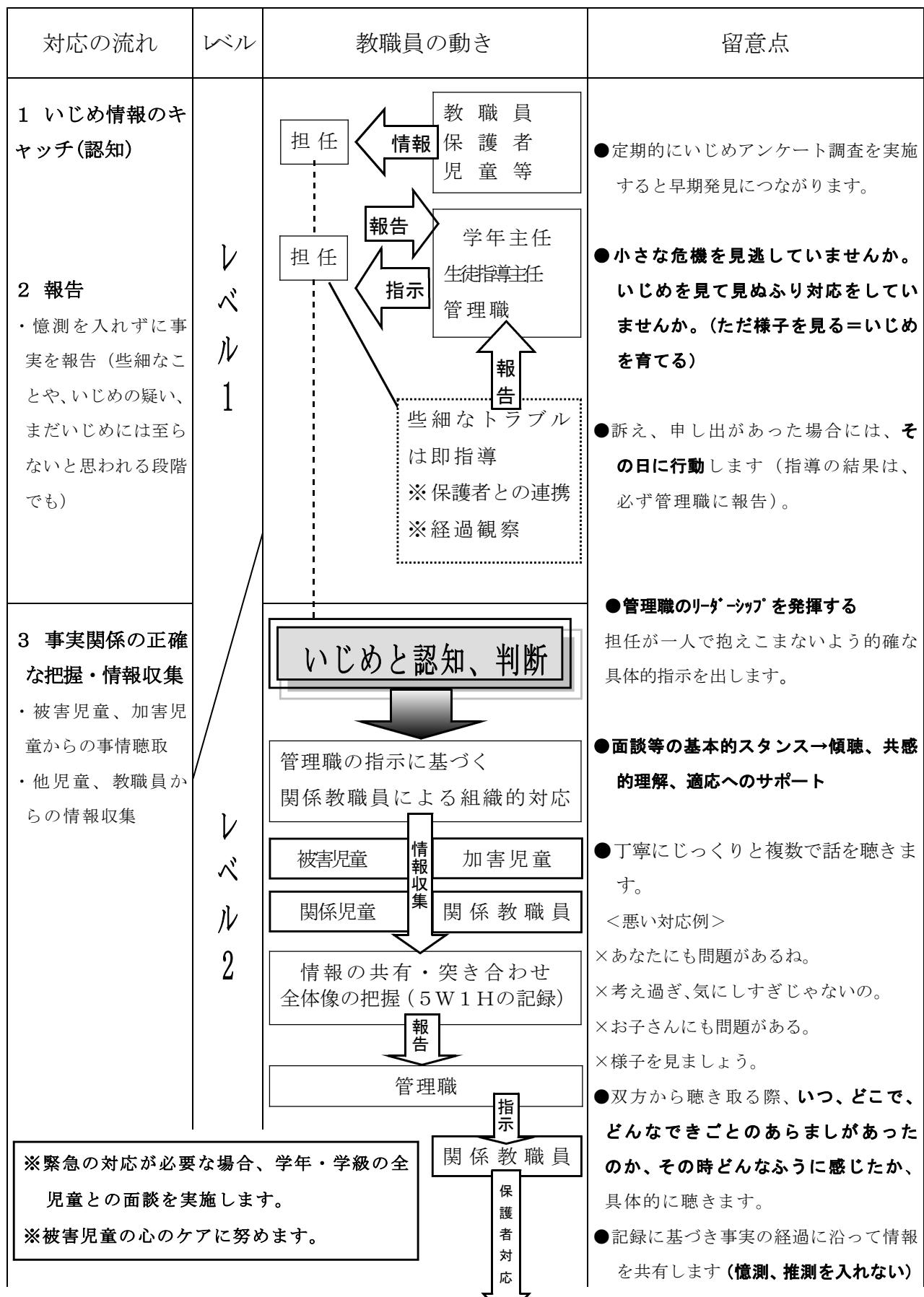
- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続している。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安にする。
- ② ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- ③ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。
- ④ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

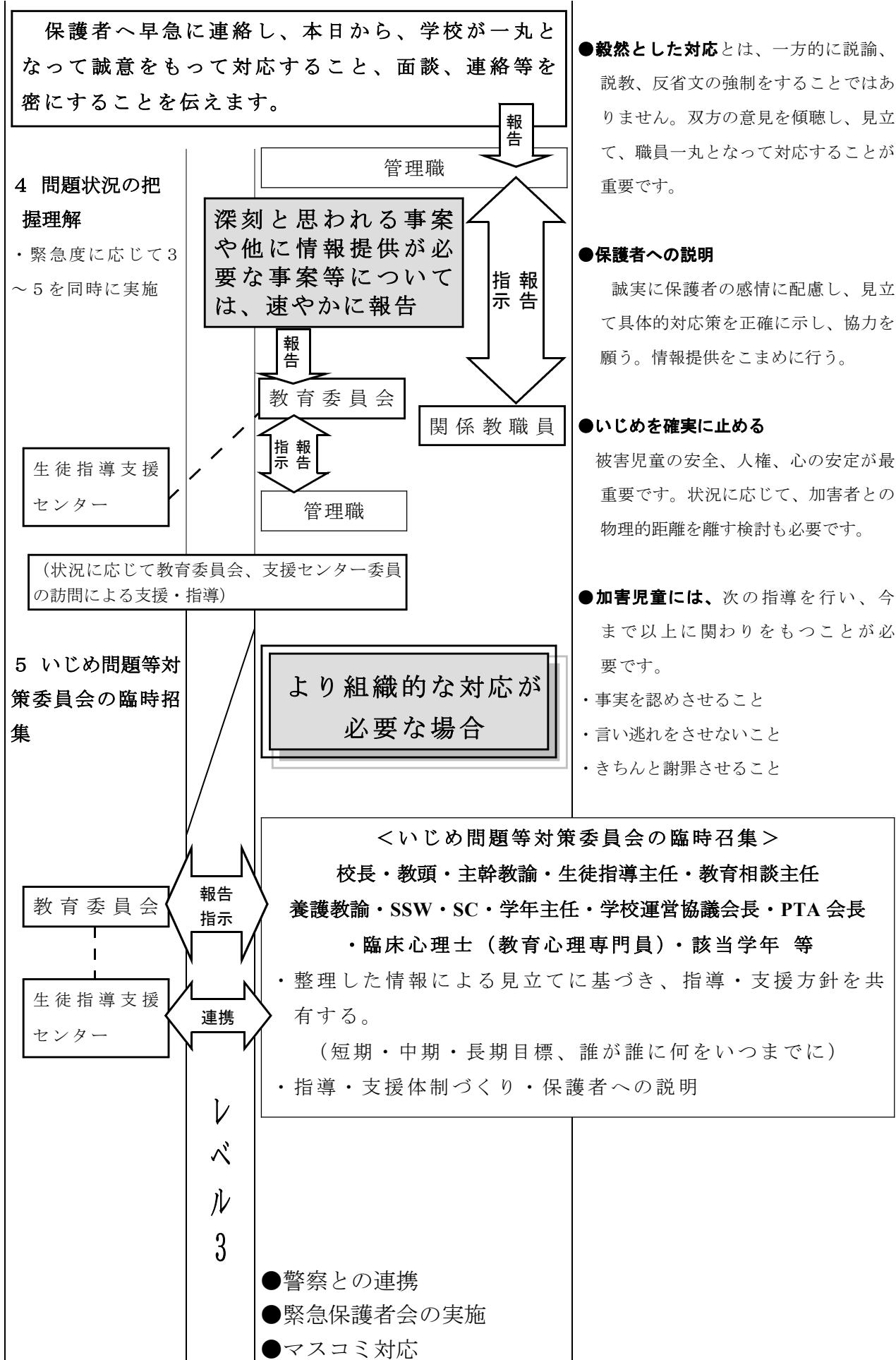
### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ① 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ② 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 第5 いじめ問題に向けての対応フロー図（いじめ対応マニュアル）

◎最悪の事態を想定し ①慎重に ②素早く ③誠意をもって ④組織で対応





## 第6 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

どのようないじめ（疑い等も含む）も、重大事態に至る可能性があると考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合

- ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を相当の期間欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席する場合はその限りではない。市教委または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、自医大自身が発生したものとして報告、調査する。
- ・自宅での学習や成績の支援・評価等については、保護者と連携し継続して行う。

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。そして、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

①いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聞き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士や教育心理専門委員にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

## ②いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

## ③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

- (ア)背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。
- (イ)在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ)死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ)詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ)調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
- (カ)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ)客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク)本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ)情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

## (2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

## (3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかし・からかい（名誉毀損罪）・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪）・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）・いやな事をやらせる（強要罪）

## 第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

### （1）児童生徒が利用する機能・サイト

#### ①プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。

#### ②ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

#### ③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みができるサイト。2ちゃんねるが有名。

#### ④リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。twitterやFace bookが有名。

#### ⑤SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、ツイッター、カカオトークなど有名。

### （2）ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

#### ①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間で、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該生徒等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

#### ②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

#### ③教職員に対して、

(ア)研修の機会を設け、事例研究や上記機能の操作を通じて、本校で起こりうる事態と、その対応策を作成する。

